

諏訪都市計画ごみ焼却場の変更（諏訪市決定）

諏訪都市計画ごみ焼却場中 1 号諏訪ごみ焼却場を廃止する。

名 称		位置	面積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	諏訪ごみ焼却場	諏訪市大字上諏訪 字角間沢東 13338-41 番地内	1.58ha	廃止
2	諏訪湖周 クリーンセンター	岡谷市字内山地内	約 2.0ha	処理能力 110t／日

理 由

人口の増加に伴って増大するごみの量と多様化するごみの質に対処するため施設の維持管理を図ってきたが、経年による施設の老朽化と排気ガスによる環境汚染問題に対処するため、湖周行政事務組合により、岡谷市に諏訪湖周クリーンセンターが建設され、運用を開始したことから、諏訪都市計画ごみ焼却場中 1 号諏訪ごみ焼却場を廃止する。

変更理由書

諏訪都市計画ごみ焼却場「諏訪ごみ焼却場」は、諏訪市の東部、角間川の上流部で主要地方道諏訪・白樺湖小諸線沿いに位置しており、諏訪市民の生活環境の向上と産業の発展に伴い排出されるごみの焼却を行ってきた。

一方、1969年(昭和44年)の施設の建設から、ごみ処理量の増大に対処するため、1972年(昭和47年)、1982年(昭和57年)に都市計画を変更し施設の増設を図ってきた。

しかし、施設の建設から40年以上が経過し、施設の老朽化や排出ガスによる環境汚染等が課題となっていた。

近年は、ごみの排出量は減少傾向にあり、今後の人口減少社会においてその傾向は顕著になることが予想されているが、2011年(平成23年)9月に同様の課題を抱える岡谷市、下諏訪町との2市1町で湖周行政事務組合を設立し、より効率的に、また、環境に配慮した新たなごみ処理施設の建設に向け取り組み、2013年(平成25年)12月20日に諏訪湖周クリーンセンターを都市計画決定し、2016年(平成28年)12月1日に施設が本格稼働した。

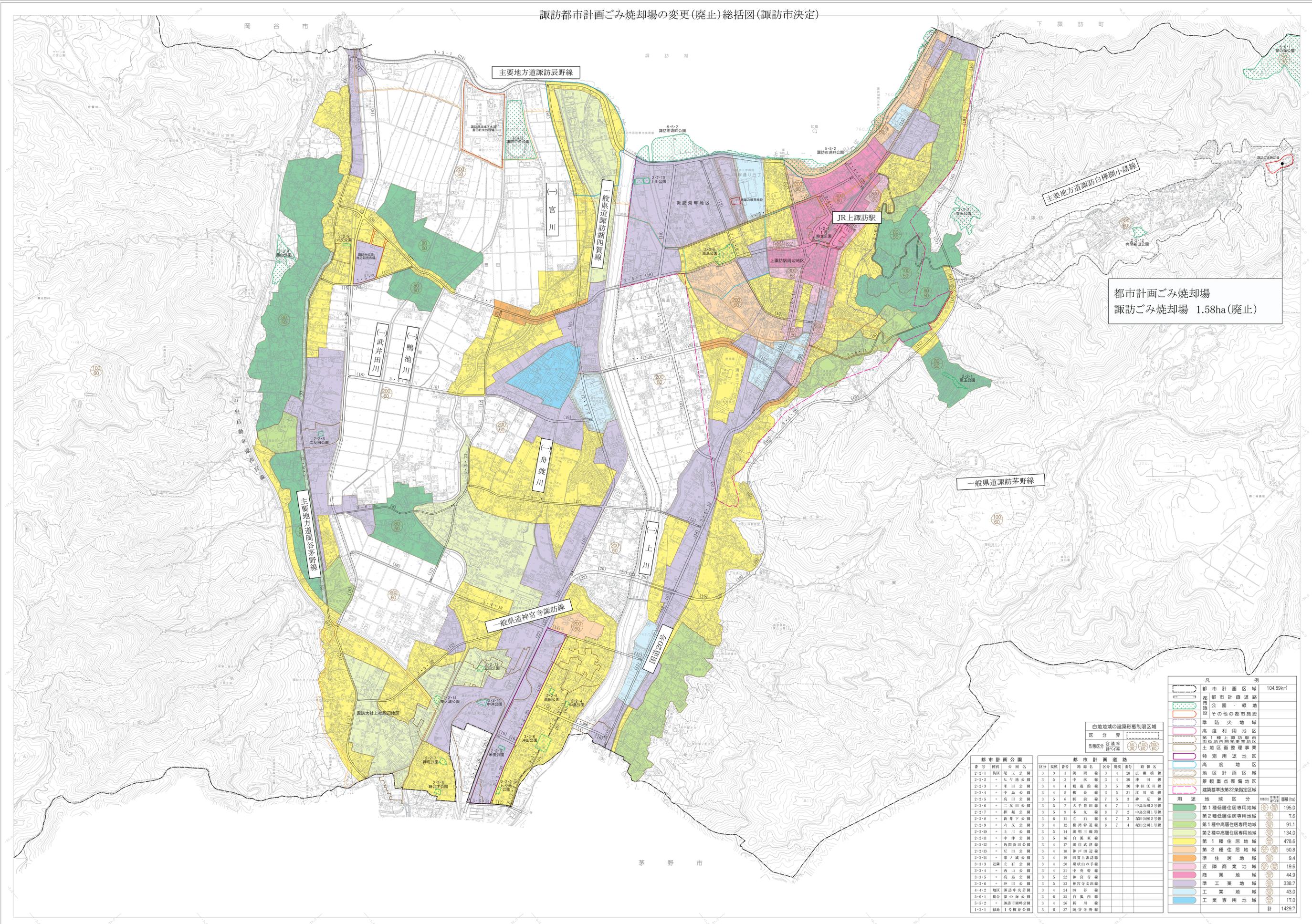
これに伴い、諏訪ごみ焼却場はその役割を終え、現在、跡地は更地となっている。

なお、ごみ焼却場の稼働停止後、跡地利用について検討を行ってきたが、令和2年までの検討の結果、ごみ焼却場としての利用が見込まれず、ごみ焼却場としての機能を分担することならなくなった。

以上のことより、諏訪都市計画ごみ焼却場「諏訪ごみ焼却場」を廃止するものである。

諏訪都市計画用途地域図

諏訪都市計画ごみ焼却場の変更(廃止)総括図(諏訪市決定)



都市計画ごみ焼却場
諏訪ごみ焼却場 1.58ha(廃止)

都市計画公園		都市計画道路	
番号	公園名	区分	路線名
2-2-1	桐王公園	3-3-1	湖尻線
2-2-2	ヒヤ島公園	3-3-3	中浜線
2-2-3	米田公園	3-4-4	柳田線
2-2-4	中島公園	3-4-5	江川線
2-2-5	高田公園	3-5-6	野原線
2-2-6	二反田公園	3-5-7	大平線
2-2-7	押解公園	3-5-9	本丸線
2-2-8	新井下公園	3-6-11	立石線
2-2-9	六反公園	3-4-12	横溝線
2-2-10	上川公園	3-5-14	南三線
2-2-11	中津公園	3-5-16	白鳥線
2-2-12	角田公園	3-4-17	瀬戸線
2-2-13	豆田公園	3-4-18	神田線
2-2-14	栗ノ島公園	3-4-19	西上線
3-3-3	立石公園	3-4-20	栗原線
3-3-4	西山公園	3-4-21	中央線
3-3-5	高島公園	3-5-22	神宮寺線
3-3-6	神田公園	3-5-23	神宮寺高線
4-4-2	諏訪中央公園	3-4-24	西谷線
5-6-1	龍合の森公園	3-6-25	白鳥西線
5-5-2	諏訪市道野公園	3-4-26	新川線
1-2-1	緑地1号公園	3-6-27	岡谷全線

凡例	面積(km ²)
都市計画区域	104.69
都市計画道路	
公園・緑地	
その他の都市施設	
準防炎地域	
高度利用地区	
第1種上層助産師市街地再開発事業地区	
土地区画整理事業	
特別用途地区	
高度地区	
地区計画区域	
景観重点整備地区	
建築基準法第22条指定区域	
用途地域区分	
第1種低層住居専用地域	195.0
第2種低層住居専用地域	7.6
第1種中高層住居専用地域	91.1
第2種中高層住居専用地域	134.0
第1種住居地域	478.6
第2種住居地域	50.8
準住居地域	9.4
近隣商業地域	19.6
商業地域	44.9
準工業地域	338.7
工業地域	43.0
工業専用地域	17.0
計	1429.7

行政区域

記号

諏訪市役所

平成二十九年三月作成

明日航洋株式会社調製

